平成２４年（フ）第７７６号
大阪府泉佐野市泉ケ丘４丁目10番１号
破産者　堀江　省吾
１　破産債権の届出期間　平成24年12月28日まで
２　一般調査期日　平成25年１月31日午後３時30分
平成24年11月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４６号
札幌市中央区大通西17丁目２番地６　おおくぼビル302号
破産者　佐藤　洋平
１　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
２　一般調査期日　平成25年２月20日午前11時
平成24年11月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８９号
京都市伏見区東大手町784番地３
破産者　西　美枝子
１　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
２　一般調査期日　平成25年２月６日午後２時30分
平成24年11月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６４号
北海道江別市大麻南樹町１番地の１　社会福祉法人葵新生会介護老人保健施設葵の園・江別、住民票上の住所北海道江別市野幌屯田町26番地の13　テラスＫＳＫ－Ｂ－２
破産者　松本　佳洋
１　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
２　一般調査期日　平成25年２月20日午後２時30分
平成24年11月28日
札幌地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１７６号
宮崎市高岡町五町191番地
破産者　有限会社しみず
異議申述期間　平成25年１月28日まで
平成24年11月28日　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７７号
宮崎市大塚町原1668番地　坂本第１マンション205号
破産者　清水　敏弘
異議申述期間　平成25年１月28日まで
平成24年11月28日　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０７３号
東京都港区六本木３丁目13番12号
清算株式会社　株式会社エバーモアー
代表清算人　緒方　泉
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０７４号
東京都港区六本木３丁目13番12号
清算株式会社　株式会社ＩＴＯ
代表清算人　緒方　泉
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第３０１６号
大阪市浪速区日本橋東３丁目16番12号
清算株式会社　株式会社奥野エステート
代表清算人　奥野　重夫
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第５号
富山県射水市平野１番地
再生債務者　太閤山観光株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　富山市堀端町２番２号　山本賢治法律事務所　弁護士　山本　賢治
平成24年11月27日　富山地方裁判所民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第６号
大阪市中央区南本町２丁目４番６号、開始決定時の本店所在地大阪市中央区南本町２丁目１番10号
再生債務者　株式会社カズキ高分子
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が無償取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式全部である普通株式2,260株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の払込期間において払込みがなされた日
３　減少する資本金の額　金１億1780万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の払込期間において払込みがなされた日
５　募集株式の数　普通株式200株
６　募集株式の払込金額　１株当たり金５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定が確定した日から３週間が経過した日から再生計画認可決定が確定した日から１か月が経過する日迄の間
８　増加する資本金の額　金1000万円
９　増加する資本準備金の額　金０円
平成24年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第３号
埼玉県加須市北平野263番地の５
再生債務者　株式会社ダイヤ観光開発
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年11月27日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第４３号
大阪府堺市西区築港浜寺西町８番地13
再生債務者　根来産業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年11月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第２号
奈良県天理市南六条町87－３
再生債務者　株式会社三和倉庫
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年11月27日　奈良地方裁判所

平成２３年（再）第１号
岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の１
再生債務者　有限会社岡山県ブロイラー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年11月26日　岡山地方裁判所津山支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第５４号
埼玉県八潮市大字八條2533番地８
再生債務者　永井　祐二
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年12月18日まで
４　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第９３号
埼玉県入間市扇台２丁目８番11号
再生債務者　加藤　光明
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年12月18日まで
４　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１０５号
埼玉県所沢市大字牛沼229番地の10
再生債務者　平林　利次
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年12月18日まで
４　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部